

税 理 士 法 人 和
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
 一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
 東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F
 Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

June, 2017

なごみ便り

www.101dog.co.jp

初夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平成29年度税制改正法が可決・成立されましたが、本号ではニュース等で取り上げられ話題となりました、「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し」についてご紹介致します。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

1. 改正の趣旨・背景

我が国経済の成長力の底上げのため、働きたい人が就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者のパート収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない「配偶者特別控除」が導入され、「103万円の壁」は解消されています。

今回の改正により、税収中立の観点から、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除にも納税者本人の所得制限が設けられることになりました。こちらの改正は、平成30年分以後の所得税について適用されることとなります。

2. 現行と今回の改正についての変更点

配偶者控除

【現行】

配偶者の合計所得金額が38万円以下(給与所得のみの場合は給与年収103万円以下)の場合に適用があります。

控除額 一律38万円

納税者本人の所得制限 なし

【改正後】

控除額 納税者の合計所得金額により減少

納税者本人の所得制限 1,000万円超の場合は、適用できない

改正後の控除金額は以下の金額となります。

改定前/改定後		改定前控除額	改定後控除額
		控除対象者	控除対象者
本人の所得	900万円以下	38万円	38万円
	950万円以下	38万円	26万円
	1,000万円以下	38万円	13万円
	1,000万円超	38万円	0万円

配偶者特別控除

【現行】

配偶者の合計所得金額が 38 万円超の場合に適用があります。

配偶者の合計所得金額の範囲 38 万円超 76 万円未満

納税者本人の所得制限 1,000 万円以下

【改正後】

配偶者の合計所得金額の範囲 38 万円超 123 万円以下

納税者本人の所得制限 900 万円以下から 1,000 万円以下にかけて控除額が減少

改正後の控除金額は以下の金額となります。

配偶者特別控除		本人の所得			
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
配偶者所得	85万円以下	38(万円)	26(万円)	13(万円)	0(万円)
	90万円以下	36(万円)	24(万円)	12(万円)	0(万円)
	95万円以下	31(万円)	21(万円)	11(万円)	0(万円)
	100万円以下	26(万円)	18(万円)	9(万円)	0(万円)
	105万円以下	21(万円)	14(万円)	7(万円)	0(万円)
	110万円以下	16(万円)	11(万円)	6(万円)	0(万円)
	115万円以下	11(万円)	8(万円)	4(万円)	0(万円)
	120万円以下	6(万円)	4(万円)	2(万円)	0(万円)
	123万円以下	3(万円)	2(万円)	1(万円)	0(万円)
	123万円超	0(万円)	0(万円)	0(万円)	0(万円)

3.まとめ

今回の改正により、配偶者控除は縮減され、配偶者特別控除は概ね拡大されます。多くのご家庭では、配偶者の所得が 85 万円（給与と収入のみの場合は、年収 150 万円）までならば、満額の 38 万円の所得控除を受けることができますが、納税者本人の所得が高い場合には、控除額が減少することがあります。また、社会保険の被扶養者に該当するかどうかについては金額の範囲が異なるため、注意が必要です。

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しは、個人所得税改革の第一弾とされていますので、今後の改正にも注目です。

(文章担当:本岡・渡邊)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. 骨と皮だけなのに人をすずしくする物は何？

先月のQ. 硬貨が2枚あり、合わせて150円です。その内一方が50円玉ではないとすると2枚は何と何でしょうか？

先月の答え: 100円と50円 (片方が50円ではないから)